

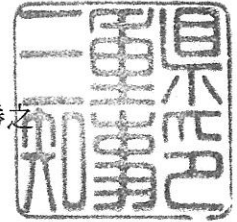
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 川崎市川崎区東扇島9 2 番地
氏 名 株式会社マルストランスポーターション
代表取締役 石山 朗

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和 6年 9月30日
許可の有効年月日 令和13年 8月25日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く。)、汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、
廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)、
廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
ゴムくず、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を除く。)、
鋳さい(水銀含有ばいじん等を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)、
ばいじん(水銀含有ばいじん等を除く。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。) 以上16種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和元年 8月26日 新規許可



5. 積替え許可の有無 無

市名

—

許可番号

—

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無